

警視庁生活安全部長  
警視庁刑事部長  
警視庁地域部長 殿  
警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長  
各方面本部長

原議保存期間	1年(令和10年3月31日まで)
有効期間	二種(令和10年3月31日まで)

警察庁丁生企発第314号、丁参企画発第195号  
丁捜一発第73号、丁組一発第372号  
令和8年5月15日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁長官官房参事官(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)  
警察庁刑事局捜査第一課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

### 強盗・侵入窃盗の下見活動への対応について(通達)

先日、栃木県において、特定の地域における不審車両に関する情報を把握・警戒する中、強盗が実行され、被害者が死亡する事案が発生した。これまでも、「匿名・流動型犯罪グループによる犯罪下見活動と思料される不審な訪問等を行う犯罪組織の活動実態の解明と対策の推進について」(令和7年9月29日付け警察庁丁生企発第537号ほか)において犯罪下見活動と思料される不審な訪問等への対策について指示してきたところであるが、不審な訪問等に加え、強盗・侵入窃盗の犯行計画、標的とされている人物や場所に関する情報(以下「犯行計画等情報」という。)を把握した場合には、住人の安全確保と犯罪の未然防止を徹底するため、上記通達の指示内容に加え、下記の対策を実施されたい。

### 記

#### 1 犯罪防止対策の実施

資産家宅付近を不自然に徘徊など、強盗・侵入窃盗に関する情報や犯行計画等情報については、様々な警察活動を通じて入手することが想定されるところ、こうした情報を把握した際には、速やかに本部長に報告させるとともに関係部門で情報共有を行い、当該犯罪行為が敢行される危険性を評価した上で、以下の対策を実施すること。

##### (1) 警戒態勢の構築

警察本部による関与の下、部門を超えて実効的・機動的に警戒対処するための態勢を確立すること。

##### (2) 犯行対象への確実な警戒

強盗・侵入窃盗の標的が判明した場合には、状況に応じて、流動警戒、秘匿の張り込み警戒、緊急通報装置の貸し出し、110番緊急通報登録システムへの登録を実施するなど、確実な警戒措置を実施すること。特に危険性が高い場合には常時の警戒等十分な措置を実施すること。その際、状況に応じて秘匿警戒、固定警戒等の別を判断すること。

なお、匿名・流動型犯罪グループによる強盗・侵入窃盗の標的となるおそれのある者は、「保護対策実施要綱」(「保護対策実施要綱の改正について(依命通達)」(令和6年3月28日付け警察庁乙刑発第2号ほか)別添。)に定める保護対象者のうち、

「暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者」等に該当し、「暴力団等から危害を受けるおそれのあるもの」と認められるときは、同要綱に基づく保護対象者として指定すること。

(3) 対象地域周辺からの情報収集

周辺住民への聞き込みや防犯カメラの精査等を直ちに行い、下見活動の状況の把握、被疑者の特定や危険性の判断に資する情報の収集を行うこと。

(4) 対象地域周辺の警戒活動の徹底及び情報提供

下見活動は犯行の対象地域周辺においても実施されることを踏まえ、犯行の対象地域周辺についても警戒活動を実施すること。この際、不審者の人相着衣や使用車両等が判明していれば、緊急配備等による警戒態勢も検討すること。

車両を用いた警戒活動において、捜査用車両による秘匿警戒に加え、パトカー等による警戒を実施する場合には、赤色灯を点灯させるなどして、見せる警戒活動による犯罪の抑止に努めること。また、徒歩又は自転車による警戒活動に際しては、人目に付きにくい場所に至るまで、きめ細かく警戒活動を徹底すること。

また、当該地域の住民に対して安全安心メール等を活用して直接、警戒や情報提供等を呼びかけること。

(5) 職務質問等の徹底

警戒活動中に、住宅地を周回するなど不審な動きをする車両や人物を発見した場合には、ちゅうちょなく職務質問を実施すること。

また、不審者・車両を発見して職務質問を行う場合には、工具、目出し帽等の犯行用具や強取した金品等を所持している可能性を念頭に、所持品検査を徹底すること。さらに、当該不審者は凶器を携帯している蓋然性が高いため、職務質問及び所持品検査を実施する際は、相勤者等と複数人で対応することを原則とし、反撃の可能性を念頭に動静監視の上、状況に応じて装備資機材を活用するなど受傷事故防止に留意すること。

(6) 先制的な被疑者の確保

犯罪の防止という目的を達成するためには実行犯の先制的な検挙が重要であることから、上記の情報収集結果を踏まえて、迅速に当該下見活動の行為者を特定し、強盗・侵入窃盗の実行前に確保するよう努めること。

2 広域的な情報共有

匿名・流動型犯罪グループによる強盗・侵入窃盗は都道府県を越えて広域的に行われており、特定の標的に対する犯行を断念した場合であっても他の地域で犯行を敢行されるおそれがあることから、強盗・侵入窃盗の下見活動に関する情報や犯行計画等情報を把握した場合には、関係都道府県警察へ迅速に情報共有を行うこと。

また、これら情報のほか、各種捜査で判明した新たな犯行計画や今後被害に遭うおそれのある者の人定事項や住所地当の情報が判明した場合には、警察庁の捜査第一課を通じ匿名・流動型犯罪グループ情報分析室へ迅速に報告するとともに、警察庁が保有する各種情報との照合・分析を依頼すること。

さらに、関係都道府県警察からの情報や警察庁の捜査第一課及び匿名・流動型犯罪グループ情報分析室が当該情報を分析して得られた情報を受けた関係都道府県警察は当該情報を基に被疑者の迅速な検挙に向けた対策を行うこと。